

# 求人広告公開が無料!

登録・公開して応募者を採用し、その採用者を2日間雇用するまで  
一切費用はかかりません

ジョブジョブドットティービーからの応募者を採用し、2日間雇用してはじめて広告料が発生するシステムなので、安心して求人広告を公開できます。

広告料金は1人採用につき18,000円(税抜)だけ。公開は応募フォームに沿って登録し、いつでも情報を編集・公開・停止できます。

わからないことはメールや電話で対応しますので、お気軽にご連絡ください。

TEL:011-563-0077 E-MAIL:info@bbbbalance.jp

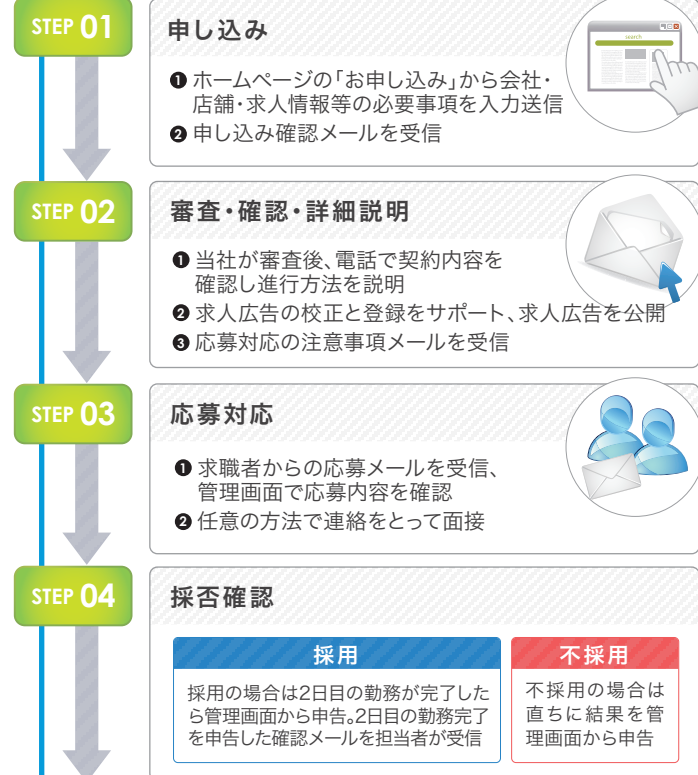
広告料金は1人採用につき  
**¥18,000** (税抜) だけ!

# ¥0

スタッフが電話で登録の  
**無料サポート**  
をいたします

いつでも求人情報の  
**編集・公開・停止**  
が可能!

## お申し込みから採用までの流れ



2日目の勤務完了後、求人広告料が発生!

## 請求書発行

月末締め翌末払いで採用者1人につき

**¥18,000** (税抜) を請求

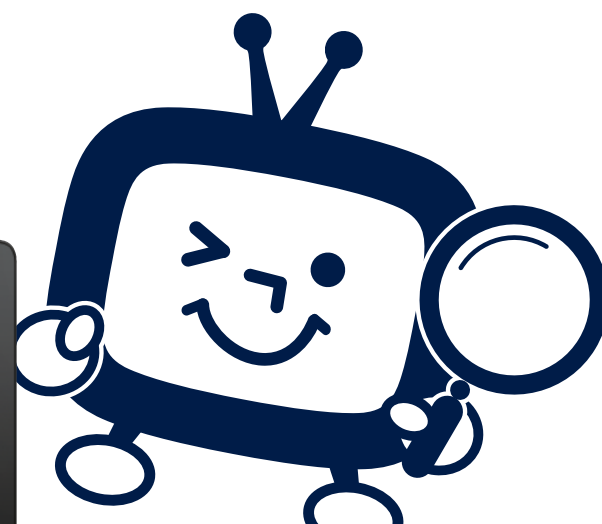
※請求書は翌月5日頃に発行  
※2日目の勤務完了の申告確認がとれていない場合は翌末締めの処理

## Q & A

- Q. いつから公開できますか?**  
**A.** お申し込みから3営業日程度のお時間をいただいております。お急ぎの場合はお電話でご連絡ください。
- Q. 公開はいつまでできるのですか?**  
**A.** 期限は設けていませんので、求人が充足するまで公開いただけます。
- Q. 一度公開を開始した場合は、公開を続けなければならぬのですか?**  
**A.** いつでも公開・非公開の切り替えが可能です。こちらは管理画面より簡単に操作することができます。
- Q. 原稿はいつまで公開できますか?**  
**A.** 公開件数の上限はございませんので、ご希望の件数を公開いただけます。
- Q. 公開勤務先は追加できるのですか?**  
**A.** 管理画面より追加することが可能です。勤務先数が多い場合は広告登録の代行をいたしますので、電話かメールでお気軽にお申し付けください。
- Q. 「課金」されるタイミングはいつですか?**  
**A.** 採用者が2日目の勤務を完了した時点で課金の対象となります。1日目で辞めた場合は、課金の対象にはなりません。採用後の「2日目勤務完了」の申告は、2日目勤務完了後の遅くとも5日以内に行ってください。
- Q. 採用のお祝い金は誰が払うのですか?**  
**A.** ジョブジョブドットティービーを運営している株式会社ビービー・バランスがお支払いします。
- Q. 請求の締め支払いはどうなっていますか?**  
**A.** 毎月1日頃に前月分の課金分を算出し、請求書を毎月5日頃に発行します。請求書発行月末日迄にコンビニか銀行振り込みにてお支払いいただいております。



お申し込みの際は、ホームページに公開されている利用規約を必ず読み、ご理解の上お申し込みをいただきますようお願い申し上げます。また、広告公開開始後、求職者からの苦情等で公開不相当と判断した場合は公開を中止する場合がございます。



## 下記に該当する申し込みはお受けできません

- 性風俗関連(キャバクラ、ヘルス、ソープランド)の業態。 ※スナック、ガールズバー、ニュークラブ等性的なサービスのない飲食店は可。
- アダルト系(出会い系サイト、ライブチャット等含む)の業態。 ● ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法がい、またはその疑いがある場合。
- 許可や資格、免許が必要な業務において、無許可や無資格、無免許の場合。 ● 海外法人となり日本国内に現地法人がない場合。
- 会社の実態が不明確、または確認が困難な企業、団体、組織、個人の場合。 ● 完全歩合制、在宅勤務、業務委託、請負、派遣の求人。
- 求人内容、業務内容、労働時間および賃金が不明確な求人。 ● 試用期間がある場合に、その期間賃金等の条件を明記されていない求人。
- 最低賃金以下の求人。 ● 初期費用がかかる、または、商品の購入を必要とする求人。 ● 当社が不適切と判断する場合。

## 採用時の注意事項

- 本サイトを通じて応募した求職者を採用し、採用者が2日目の勤務(研修を含む)を完了した場合、採用者1人につき18,000円(税抜)の広告料金を当社に支払うこととします。
- 応募した店舗と別の店舗(チェーン店・系列企業)などで採用になった場合も同じく請求の対象になります。
- 本サイトを通じて応募をした求職者を広告主が不採用とした場合であっても、当該応募者を応募日より180日以内に採用し2日間以上雇用したときは、その事実が判明した時点をもって、広告料金が発生することとします。
- 本サイトからの応募者を不採用とした場合は、5日以内に「不採用」として申告することとします。採用し1日しか雇用しなかった場合も「不採用」として申告することとします。採用し2日間以上雇用したときは、2日目の勤務完了から5日以内に「2日目勤務完了」と申告することとします。また、申告期限は求職者の応募から60日以内とし、申告期限を過ぎても未申告の応募者は「2日目勤務完了」扱いとなり、課金の対象とします。採用者の2日目の勤務が応募後61日以降の場合は、申告期限の延長手続きを行うこととし、広告主は当社へメールまたは電話で通知することとします。当社から採否回答を求められた場合は、直ちに回答を行うこととします。
- 虚偽の申告や、応募者を採用し2日間以上雇用した事実があるにもかかわらず広告料金をお支払いいただけない場合は、公開を中止し違約金を請求いたします。